

著作権法の一部を改正する法律案要綱

1 商業用レコードに録音されている実演の再生及び伝達に係る実演家の二次使用料を受ける権利並びに商業用レコードの再生及び伝達に係るレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める措置

(1) 実演が録音されている商業用レコードを用いてその実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードを用いてそのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。（第九十五条の二第一項、第九十七条の二第一項関係）

(2) (1) は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に再生した場合又は第百二条第一項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に再生した場合には適用しないこととする。（第九十五条の二第二項、第九十七条の二第二項関係）

(3) 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。（第九十五条の三第一項、第九十七条の三第一項関係）

(4) (3) は、放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、若しくは放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に伝達した場合若しくは通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合又は第百二条第一項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に伝達した場合には適用しないこととする。（第九十五条の三第二項、第九十七条の三第二項関係）

(5) (1) 又は (3) の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体でその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下「指定団体」という。）があるときは、指定団体によってのみ行使することができることとする。

（第九十五条の二第三項及び第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項、第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項関係）

(6) その他 (1) 又は (3) の二次使用料を受ける権利に関し、所要の規定の整備を行う。

2 指定団体による二次使用料規程の作成等

(1) 指定団体は、1 (1) の実演に係る二次使用料を受ける権利を有する者の

ために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならないこととする。（第百三条の二第一項関係）

イ 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分ごとの二次使用料の額

ロ 実施の日

ハ その他文化庁長官が定める事項

（２）指定団体は、二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めるとともに、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならないこととする。（第百三条の二第二項、第三項関係）

（３）（２）の公示があったときは、利用者代表は、当該公示の日から一月以内に、指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案の変更について協議を求めることができることとするとともに、指定団体は、当該協議に応じなければならないが、当該協議が成立したとき（二次使用料規程の案を変更する必要がないこととされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程の案を変更しなければならないこととする。（第百三条の三第一項、第二項、第五項関係）

（４）文化庁長官は、利用者代表が（３）の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができることとする。（第百三条の三第四項関係）

（５）（２）の公示の日から起算して六月を経過しても（３）の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程の案について文化庁長官の裁定を申請することができることとする。（第百三条の四第一項関係）

（６）二次使用料規程の案を変更する必要がある旨の裁定があつたときは、二次使用料規程の案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。（第百三条の四第四項関係）

（７）指定団体は、（２）の公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る（３）の協議の求めがなかったとき、又はその協議が成立し、若しくは（５）の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならないこととする。（第百三条の五第一項関係）

（８）届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずることとする。（第百三条の五第二項関係）

（９）指定団体は、（７）の届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、

二次使用料として請求してはならないこととする。（第百三条の五第三項関係）

(10) 届出をした二次使用料規程に関し、利用者代表から指定団体に対しその変更について協議を求められた際の手続を定める。（第百三条の六関係）

(11) (1) から(10)までは、1(1)のレコードに係る二次使用料を受ける権利を行使する指定団体及び1(3)の二次使用料を受ける権利を行使する指定団体について準用する。（第百三条の七関係）

(12) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

(2) この法律の施行の日前においても指定団体の指定や二次使用料規程を定めるために必要な準備行為を可能とする等、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第五条関係）

(3) その他関係法律について所要の改正を行う。